

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（案）

別表第三 （下線は改正部分）

医療機器の名称（一般的名称）	基 準	
	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
1 歯科用ガス圧式ハンドピース	（現行） <u>T5906</u>	圧縮空気を回転に変換することにより、歯科用バー、リーマ等の回転器具を駆動すること。
	（改正案） <u>T5912</u>	